

都市計画原案の縦覧、意見書の提出について

■ 都市計画原案の縦覧

種 類	第一種市街地再開発事業、地区計画、高度利用地区
期 間	令和7年5月2日(金)から令和7年5月16日(金)まで 平日8時30分から17時まで(土日・祝日を除く)
場 所	大田区役所7階28番窓口 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課 ※ 縦覧期間中は大田区ホームページでもご覧いただけます

■ 意見書の提出

対象者	大田区にお住まいの方、利害関係者 ※ 利害関係者：区域内の土地所有者、建物所有者 等
期 間	令和7年5月2日(金)から令和7年5月23日(金)まで
提出先	大田区役所7階28番窓口 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課
提出方法	窓口へ持参、郵送(消印有効)、FAX、電子申請

■ 縦覧場所、意見書提出先

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区役所7階28番窓口 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課
電話：03(5744)1356 FAX：03(5744)1526



【大田区ホームページ】

京急蒲田センターエリア北地区のまちづくりに関する情報
をご覧いただけます。都市計画原案の縦覧、意見書の電子
申請もホームページから行えます。

意見書の様式は裏面をご参照ください。
裏面を意見書として使用していただくことも可能です。

様式（参考）

令和 7 年 5 月 _____ 日

第一種市街地再開発事業等の原案に関する意見書

（宛先）大田区長

住 所： _____

氏 名： _____

第一種市街地再開発事業等の原案に関する意見書について、下記のとおり提出します。

記

1 第一種市街地再開発事業等の種類、名称

- ・ 東京都市計画第一種市街地再開発事業 京急蒲田センターエリア北地区
第一種市街地再開発事業
- ・ 東京都市計画地区計画 京急蒲田駅西口地区地区計画
- ・ 東京都市計画高度利用地区（京急蒲田センターエリア北地区）

2 意見
